

1997年4月27日制定 1998年3月29日改正
1999年3月27日改正 2001年3月25日改正
2002年3月17日改正 2005年3月19日改正
2006年3月18日改正 2007年3月17日改正
2009年3月14日改正 2011年3月12日改正
2013年3月09日改正 2016年3月12日改正
2018年3月10日改正

小戸サンライズセーリングクラブ会則

第1条（名称）

名称は小戸サンライズセーリングクラブ(ODO SUNRISE SAILING CLUB 以下「会」という)といい、略称をOSSCとする。シンボルマークは別紙の通り定める。

第2条（事務所）

会の事務所は、福岡市ヨットハーバー(福岡市西区小戸3-58-1)内クラブ室に置く。

第3条（目的）

会は、会員相互の親睦を図り、その協力協調のもと自主的な運営により、ヨット活動を行う。

第4条（会員の義務及び責任）

1. 会員は、この規約を遵守し会の目的達成のために協力して会の運営に参加しなければならない。
2. 会員は、自己の判断で自己の行動を律し、人と海とあらゆる事象に謙虚で、他人に迷惑を及ぼさないことを心がける。
3. 会員は、クラブの活動において自己及び他者の安全を最大限配慮する。
なお、万一生じた事故の責任は当人に帰するものであることを承諾する。
4. 会員は、クラブの活動や関連するイベント等において会の活動を記録する目的で撮影又は製作された写真、動画、イラストの類については、これに関する肖像権及び著作権は会に帰属するものであることを承諾する。
5. 会員は、乗艇の段取り・艇の整備・クラブ室の整頓などを率先して行い、円滑な活動ができるように日頃から心がけるものとする。

第5条（会議）

1. 総会 一会の最高議決機関とする。総会は原則毎年3月に開催するものとする。
 - (1)総会は活動計画・活動報告、会則の改廃、収支予算、世話役の選任及び解任、その他会の運営に関し重要な事項について審議し、決定する。
 - (2)総会は会員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立し、出席会員の過半数により決定する。
 - (3)欠席者は自己の委任状を代表世話役宛に提出しなければならない。
2. 世話役会 一会の活動を円滑に行うために設置し、随時開催する。
 - (1)世話役複数名で構成する。
 - (2)本会則及び総会議決事項に則り、会の活動に関する事項の決定ならびに会の運営を行う。
 - (3)世話役の過半数の出席をもって成立し、出席世話役の過半数により決定する。

第6条（世話役）

1. 世話役は会員の中から総会の承認により決定する。
2. 世話役の任期は原則として1年とする。
3. 世話役には代表世話役および会計担当世話役を設ける。
4. 世話役には会より活動費を支払う。

第7条（各種委員及び係）

総会又は世話役会は、各種委員及び係を設けることができる。

第8条（活動年度）

活動年度は4月1日から翌年の3月31日とする。

第9条(会計年度)

会計年度は3月1日から翌年の2月末日とする。

第10条(会員の資格取得)

- (1)入会希望者(原則として満20歳以上の者)は所定の入会申込方式で入会を申し込み、世話役会で承認されなければならない。
- (2)会員資格は会費を納入した時点で得られるものとする。

第11条(会費)

1. 会員は会計年度内にその活動年度に係る会費を納入しなければならない。
2. 会費は入会の時期如何に関わらず、会員一人につき30,000円、家族会員については一人につき2,000円とする。なお、家族会員とは、会員の配偶者及びその子とし、同居又は別居は問わないものとする。
3. 上記会費の中にはスポーツ安全保険料を含むものとする。
4. 会費の納入
 - (1)会費の納入は別途定める口座への、銀行振込とし、一括で納入するものとする。
 - (2)納入済み会費は、原則として返還しない。

第12条(賛助会員)

1. 会員であった者その他の者で会の活動を賛助するものは、総会又は世話役会の承認により、賛助会員となることができる。
2. 賛助会員となるには、毎年1回3,000円の賛助会費を納めなければならない。
会員でなかった者が初めて賛助会員となる時も、同様とする。
3. 賛助会員は総会を除く会の諸行事に参加できる。ただし、乗艇は体験試乗者と同じ扱いとする。

第13条(会員の資格喪失)

1. 会員は活動年度の最終日において会員資格を喪失する。
2. 会員は次の場合、その資格を喪失し、又は世話役会に諮って退会させることができる。
 - (1)自己の意思により退会する場合(退会届けを提出すること)
 - (2)会則を守らない場合、又は世話役など従うべき者の指示に従わない場合
 - (3)物品販売、政治活動、宗教活動など会の目的以外の活動を行った場合
 - (4)粗暴な振る舞い、艇や会の用具及び備品を故意に破損もしくは盗取した場合
 - (5)その他、公序良俗に反する行為又は会員としてふさわしくない行為が認められる場合

第14条(経費)

会の経費は会費その他の収入をもってこれに当てる。

第15条(経費の支出)

1. 経費の支出は、予算に基づいて行う。
2. 一件の支出金額が20,000円以内のときは代表世話役の承認を得て支出することができる。
3. 予算外事項で、代表世話役の専決権限を超える金額を支出する時は、世話役会の承認を得なければならない。
4. 慶弔費の支出について、会員死亡の場合、弔意を表し香典として1万円を支払う。

第16条(会計監査)

1. 会計監査役数名を世話役会で指名し総会で承認する。
2. 会計監査役は会の年度会計を監査し、その結果を総会で報告しなければならない。
3. 会計監査役には会より謝礼を支払う。また、世話役が会計監査役を兼務する場合には、世話役分についてのみ活動費を支払う。

第17条(乗艇手続き)

1. 保険未加入者の乗艇は認めない。
2. 18歳以下の家族会員が乗艇する場合は、必ずその保護者が同伴しなければならない。
3. 第2項の者が保護者以外と乗艇する場合には、必ず保護者の承諾を得なければならない。
また、万一事故が発生した場合の責任は、その保護者が負うものとする。

4. 体験試乗を希望する者(賛助会員含む)は、代表世話役の承諾を得て試乗することができる。
また、万一事故が発生した場合の責任は、体験試乗希望者本人が負うものとする。
5. 第4項の者の試乗は、一人につき同一年度1回とする。
6. 第4項の者が試乗するときは、体験試乗料3,000円(スポーツ安全保険料を含む)を所定の口座に振り込まなければならない。

第18条(エンジン艇の運用)

エンジン艇は、救助、及び会の行事支援、帆走支援等、指導艇として使用するものとし、私用に供してはならない。

第19条(ホームページ)

1. ホームページは会の活動に役立てる為、会員や世間一般に会やヨットに関する広報をするものとし、私用に供してはならない。
 2. ホームページの活用は、ホームページ運用規則を順守しなければならない。
- 以上